

**⑩ 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施中です**

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ **Tomob** 内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・4火曜は休館日)

消費者ホットライン:188(イヤヤ) ※お近くの消費生活センターにつながります。

笠間市消費生活センターでは1～3月に、若者向けの被害防止を目的として、茨城県消費生活センターと連携し啓発活動を実施しています。

インターネットやSNSによるトラブルが後を絶ちません。利用することの多い若者の皆さんは十分に注意してください。

また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、未成年として法律で保護されていた18歳・19歳の方が単独で契約が出来るようになり、今までのように簡単に契約の取り消しができなくなりました。

被害を防ぐには、その手口を知っておくことが大切です。また、さまざまな消費のしくみや消費者の権利と責任について理解しておきましょう。

**困ったときは一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。**

手口		対策
マルチ商法 マルチまがい商法	友人や知人から「簡単に儲かる」と勧められ、高額な教材を購入してしまった。	友達に誘われてもきっぱり断る。ウマイ話を信用しない。
架空請求 不当請求	メール等で身に覚えのない料金請求がきた。アダルトサイトをクリックしたら「登録完了」の表示が出て高額な料金を請求された。	慌てて返信したり、電話をしない。身に覚えのない請求には応じない。
アポイントメント セールス	SNSで知り合った男性にお茶に誘われ出かけたが、ビジネスセミナーを勧められ嫌われたくなくて契約してしまった。	その場の雰囲気や契約を結ばない。SNSで知り合った人と会う時は慎重に。
ネット広告を きっかけとした トラブル	「初回無料」「初回限定500円」などのお試し広告に注意。	通信販売には、クーリングオフ制度はないので、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

笠間市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で「若者の消費者トラブル」や「成年年齢引き下げ」について学ぶメニューを用意しています。学校やサークル、保護者の方のご利用もお待ちしています。出前講座の問い合わせや申し込みは、市民活動課(内線132)までご連絡ください。

**⑪ もの忘れ相談会**

問・申 地域包括支援センター(笠間市南友部1966-1) TEL 0296-78-5871

最近もの忘れがひどくなってきて生活に不安を感じる等、認知症に関する心配事や困り事について、無料の個別相談会を開催します。お気軽にお申し込みください。

日時 2月8日(水) 午後2時～4時30分

場所 地域包括支援センター(地域医療センターかさま内)

内容 認知症疾患医療センター 石崎病院精神保健福祉士 たやま かよこ 田山 香代子さんによる個別相談

定員 3名(先着順)

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込みください。

申込期限 2月3日(金)